米子税務署からのお知らせ 「ネットでe-Tax スマートフォンから!」

○確定申告は「スマホ」が簡単、便利です!!

STEP 1

国税庁ホームページへアクセス 「確定申告書等作成コーナー」



STEP 2

送信方法を選択

- ①マイナンバーカード方式
- ②ID・パスワード方式(注1)
- ★マイナンバーカードを利用し、「マイナポータル」と連携することにより自動入力が可 能です。令和4年1月以降は、ふるさと納税、地震保険、医療費など、自動入力対象がさ らに拡大されます。

(注2、3、4)

⇒利用するためには「マイナンバーカード」の早期取得をお願いします!



STEP 3

金額などを入力

- ★令和4年1月以降はさらに便利に!
 - ① スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払者情報が自動で 入力されます。
 - スマホ専用画面で入力できる対象範囲が拡大されます。特定口座年間取引報告書な どが、専用画面で入力可能になります。

STEP 4

e-Taxで送信

★データを保存し、翌年以降の申告に活用できます!

- ID・パスワード方式を希望される場合は、事前に届出が必要なため、申告されるご本人が顔写真付 注 1 きの本人確認書類をお持ちの上、米子税務署にお越しください(事前予約は不要です)。
- マイナポータル連携には事前設定が必要となります。 注2
- 注3 自動入力可能な証明書等は発行元がマイナポータル連携に対応している必要があります。 国税庁HPの「マイナポータル連携特設ページ」でご確認ください。
- 医療費について、令和3年分の確定申告では、令和3年9月~12月分の医療費通知情報(保険診療分) 注4 が令和4年2月上旬にマイナポータルから取得可能となる予定です(令和4年分以降は1年間を通し た医療費通知情報 (保険診療分) が取得可能となる予定です)。

米子税務署 ③ 0859-32-4121 (音声案内 [2])

基準日

(毎年1月1日)

に課税台帳

に登録されている建物に対して、

古

物置、

土蔵

車

庫

、農機具庫など)

で

共済 基盤整備機構が運営し、 室(6)050-5541-7171 しています。詳しくは 融機関の本支店などの窓口で取扱 税効果があります。 ください。 (平日9時~17時) 掛金が全額所得控除となるため ホームページまたは共済相談 にお問い合わ (独 「小規模企業 商工会、 中小企 金 節

退職金制度)のご案内 模企業の経営者のための ·規模企業共済制度(小規

▶連絡先 税務課

0859-54 520

された場合は、 します。 また、 令和3年中に建物を取り壊 年内にご連絡をお

連絡をお願いします。 事が完了した建物をお持ちの方はご 産税の課税対象となりますので、 足資産税を課税しています た場合は、 **令和3年中に建物を新築・増築さ** 令和4年度から固定資

なさん た方はお知らせください がお持ちの 取り壊しを 建物 (住宅、